

那珂市デジタル田園都市構想総合戦略策定支援業務委託仕様書

1 業務の名称

那政委第15号 那珂市デジタル田園都市構想総合戦略策定支援業務委託

2 業務の目的

本業務は、「第2期那珂市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の計画期間が令和6年度で終了となることから、地方創生の更なる充実、強化に向け、切れ目なく取組みを進めるため、令和7年度を初年度とする「那珂市デジタル田園都市構想総合戦略」を策定することを目的とする。

また、国では、令和4年12月にデジタル田園都市国家構想総合戦略（以下「国の総合戦略」という）を策定したことから、社会経済情勢や本市を取り巻く課題等を踏まえ、人口ビジョンを検証、分析し、将来展望を示した人口ビジョンに修正し、本市において考えられる地域の個性や魅力を活かした地域ビジョン（地域が目指すべき理想像）を再構築した上で、新たなまちづくりの指針となる「那珂市デジタル田園都市構想総合戦略」を策定する。

3 業務の実施期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

4 委託業務内容

那珂市デジタル田園都市構想総合戦略の計画期間は令和7年度から令和11年度の5年間とする。ただし、令和9年度策定予定の那珂市総合計画と統合する予定となっているため、策定にあたっては、那珂市総合計画後期基本計画が市の上位計画であることに留意し、総合戦略を策定すること。

なお、総合戦略の内容については、国の「デジタル田園都市国家構想基本方針」「デジタル田園都市国家構想総合戦略」「地方版総合戦略の策定・効果検証のための手引き（令和4年12月）」に留意する。

本業務の内容は概ね次のとおりとするが、ここに示す業務内容は、那珂市デジタル田園都市構想総合戦略策定に最小限必要な事項を示したものであり、受託事業者の企画提案により調整することとする。

(1) 人口ビジョンの改訂

那珂市デジタル田園都市構想総合戦略の策定は、人口ビジョンを基礎として行う。人口ビジョンの数値は、国立社会保障・人口問題研究所による将来人口推移や国勢調査及び本市の人口動態等であるが、第2期総合戦略の基礎となった人口ビジョンの数値は、同戦略策定後に更新されている。よって、各種調査の最新値を踏まえ、必要に応じ修正を行う。なお、人口ビジョンの構成は次のとおりとする。

①人口の現状分析

ア 人口動向分析

- イ 将来人口の推計と分析
- ウ 人口の変化が地域の将来に与える影響の分析・考察
- ②人口の将来展望等
 - ア 目指すべき将来の方向
 - イ 人口の将来展望の検討

(2) 第2期総合戦略の進捗状況の確認

第2期総合戦略の具体的な取組の進捗状況や基本目標（KGI）及び重要業績評価指標（KPI）等の達成状況について把握し、それぞれの効果や達成状況の要因、課題等を評価・検証するために調査を実施し、調査結果のとりまとめを行うとともに、那珂市デジタル田園都市構想総合戦略への反映を行う。また、達成状況の確認にあたっては、必要に応じて各課ヒアリングを実施する。

- ① 事務事業評価シート、施策評価シートによる達成状況の分析及び課題抽出等
- ② 各種統計データ等（RESAS含む）を活用した効果検証
- ③ 庁内各担当課へのヒアリング調査
- ④ 上記①～③に基づく調査結果のとりまとめ

(3) 那珂市デジタル田園都市構想総合戦略の策定支援

最新の人口ビジョンや現総合戦略の項目等の分析結果を踏まえ、本市の実情や地域特性を踏まえた上で、ウェルビーイングなまちを目指すためのビジョンを設定し、今後5か年の施策の基本方向、具体的な施策の策定及び重要業績評価指数（KPI）の策定を支援する。また、必要な事項について、積極的な提案を行うものとする。

- ① 基本的方向の検討・策定
- ② 具体的な施策の策定及び重要業績評価指数（KPI）の検討・設定

(4) アンケート調査結果の集計・分析

発注者が実施するアンケートの単純集計の他、年齢階層別等の必要なクロス集計、自由回答のとりまとめを行い結果報告書を作成する。

結果報告書は、調査対象全体の意向を把握する「全体編（単純集計）」、設問同士を掛け合わせたクロス集計分析による各層の特徴的な傾向を表した「分析編」を編纂する。自由意見は発注者と協議のうえ、回答の分類分けも行うこと。

<対象者及び票数等>

那珂市民：2,000人（回収率見込み：45%）

アンケート設問数：4問程度

<アンケート調査実施に係る作業分担>

発注者	受注者
調査票の作成・配布	単純集計・クロス集計の実施、分析
調査票の回収・管理	自由記述回答部分の整理
アンケート結果報告書案の検討	調査結果の分析
	アンケート結果報告書の作成

(5) 那珂市デジタル田園都市構想総合戦略にかかるパブリックコメントの実施
那珂市デジタル田園都市構想総合戦略の方向性について、パブリックコメントを実施する。これにかかる関連資料等の作成支援、意見の取りまとめ、パブリックコメントの結果を考慮した戦略を検討し提案する。

(6) 那珂市デジタル田園都市構想総合戦略概要版の作成
那珂市デジタル田園都市構想総合戦略を分かりやすく伝える概要版を作成すること。その際の必要な要素や整理の仕方など、必要な情報収集等を支援し、構成案等を事務局に適宜校正依頼すること。

5 検討組織の運営支援

(1) 那珂市まち・ひと・しごと創生本部会議（年3回実施予定）
創生本部会議において、運営方法等の提案や会議資料の作成に加え、必要に応じて会議への出席や意見の取りまとめ、議事録の作成を行う。

(2) 那珂市まち・ひと・しごと創生本部有識者会議（年3回実施予定）
創生本部有識者会議において、運営方法等の提案や会議資料の作成に加え、必要に応じて会議への出席や意見の取りまとめ、議事録の作成を行う。

(3) 総合戦略策定委員会（年6回実施予定）
那珂市デジタル田園都市構想総合戦略における意見の聴取、内容の審議等を行うとともに、現総合戦略における達成の度合いの検証及び見直し提言等を行う。この策定委員会に参加するとともに、策定委員会の運営支援や、会議資料及び議事録の作成並びに意見の取りまとめとその結果の次期計画への反映の検討等を行うものとする。

(4) 各課ヒアリングの実施
施策の現時点での進捗状況及び那珂市デジタル田園都市構想総合戦略に示す今後の施策・事業等に対する関係各課に対する事前簡易調査及びヒアリングの実施。

(5) ワークショップの運営支援
地域で活動している各種団体や世代別のグループ等を対象に、ワークショップを実施すること。

業務内容

- ・資料の作成支援
 - ・ファシリテーション支援や討議への助言等
 - ・当日の議事要旨作成
- ① 開催回数：2回程度
 - ② 開催場所：市有施設等で実施予定（会場使用料について受注者の費用負担なし）

6 成果物及び納期

本業務の成果物は次のとおりとする。なお、本業務における成果物の著作権、著作権等の一切の権利は那珂市に帰属するものとする。

成果品	部数	納期の目安
各種会議・打ち合わせ報告書	1	作成後速やかに
アンケート調査報告書電磁データ (PDF形式によるCD-R又はDVD-R)	1	作成後速やかに
アンケート調査回答入力データ電磁データ (Excel 又は CSV 形式によるCD-R又はDVD-R)	1	作成後速やかに
計画書骨子案及び素案電磁データ (PDF形式によるCD-R又はDVD-R)	1	作成後速やかに
計画書電磁データ (PDF形式によるCD-R又はDVD-R)	1	1月中旬
計画書概要版電磁データ (PDF形式によるCD-R又はDVD-R)	1	1月中旬
本計画策定において作成したデータ (PDF形式によるCD-R又はDVD-R)	1	1月中旬

7 納品場所

那珂市企画部政策企画課

8 支払い方法

業務終了後に一括で支払うものとする。

9 業務の指示監督等

- (1) 受注者は、本業務を実施するにあたり、発注者の意図及び目的を十分理解した上で、十分な経験及び知識のある技術者を定め、かつ、適正な人員を配置するよう努力するとともに、正確丁寧に行うものとする。
- (2) 受注者は、本業務を実施するに当たり、当該契約に基づき発注者が定める監督職員と常に密接な連絡を取り、その指示に従わなければならない。
- (3) 受注者は、業務上必要と認められるもので、本仕様書の解釈に疑義が生じた事項及び仕様書に明記していない事項については、発注者と事前に協議し、その指示に従わなければならない。

10 その他

- (1) 業務の実施にあたり、本仕様書のほか関係法令、規則等を遵守すること。
- (2) 業務の実施に伴い個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守し、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。
- (3) 本業務を円滑かつ適切に進めるため、打合せ協議は、業務に支障のないように必

要に応じてその都度行うものとする。

- (4) 業務の実施にあたり、使用する図表やデータ、画像等の著作権・使用権等の権利については、受注者において使用許可を得ること。

なお、これらを怠ったことにより著作権等の権利を侵害したときは、受注者はその一切の責任を負うこと。

- (5) 業務における成果品及びデータ等を含むあらゆる製作物については、那珂市が著作権を持つものとし、市が自由に加工、複製、ホームページの作成、増刷等を行い、公表できるものとする。

- (6) 本業務に必要な資料で、市が所有している提供可能な資料については、貸与する。この場合において、業務が完了した後は、速やかに資料を返却すること。

- (7) 本業務が完了し、前項の検査に合格して竣工と認められた後であっても、成果品に誤りが発見された場合は、受注者の責任において処理するものとする。